

令和8年度体験型観光デジタル活用促進業務
委託仕様書（案）

この仕様書は、長野県長野地域振興局（以下「委託者」という。）が行う令和8年度体験型観光デジタル活用促進業務（以下「本業務」という。）を委託するに当たり、その仕様等に関し必要な事項を定めるものである。

1 業務名

令和8年度体験型観光デジタル活用促進業務

2 業務の目的

令和9年度の善光寺御開帳及び信州デスティネーションキャンペーンを見据え、長野地域が有する「買う、食べる、飲む、遊ぶ」といったの特徴ある観光スポットの周遊を促進する仕組みを構築するとともに、効果的な情報発信を行うことで観光消費額の増加を図る。

3 委託契約期間

契約締結の日から令和9年2月26日まで

4 主なターゲット

20～30代の若年層、子連れファミリー層

5 委託業務の内容

(1) 長野地域周遊デジタルスタンプラリー

ア 概要

旅行者の周遊促進及び購買機会の創出を図るため、長野地域を周遊するデジタルスタンプラリー（以下「スタンプラリー」という。）を実施する。

イ スタンプラリー構成

期間、エリア及びスポット等については、下記を参考に委託者と協議の上決定すること。

回	期間	エリア	スポット数
①	夏（8-9月頃）	長野市・小川村	7か所
②	秋（10-11月頃）	千曲市・坂城町	6か所
③	秋（10-11月頃）	須坂市・小布施町・高山村	6か所
④	冬（12-1月頃）	長野市・信濃町・飯綱町	7か所
⑤	グリーンシーズン（7-11月頃）	長野地域内レンタサイクル貸出場所	10か所

ウ システムについて

(ア) スタンプラリーの実施に当たっては、長野県LINE公式アカウントのシステムを利用すること。（二次元コードによるスタンプ取得）

(イ) 上記システムの利用に必要なスタンプ台紙等のデータ、二次元コード及び各スポットに設置するためのポップ等を作成すること。

エ 広報について

(ア) 参加者に対して分かりやすく周知するため、ポスター（200枚・A2サイズ）、チラシ（10,000枚・A4サイズ）及びカード（20,000枚・はがきサイズ）を作成することとし、デザイン等については提案すること。

(イ) 二次元コードのポップ等を含めた各広報物の設置を行うこと。

オ 景品応募及び発送方法

- (ア) 「スポット数＝難易度」とし、各回の難易度に応じた景品を委託者と協議の上決定すること。
- (イ) 景品の応募については、各回のスタンプをコンプリートすることを条件とし、コンプリートした全ての回への応募を可能とすること（最大5回）。なお、同一人物及び同一世帯の家族に2つ以上の景品が当選しないよう留意すること。
- (ウ) 当選者の決定については厳正に行うこととし、決定後は速やかに景品を発送すること。
- (エ) 景品を選定する際は、景品表示法に抵触しないようにすること。

カ スタンプラリー参加者の集計・分析

- (ア) スタンプラリー参加者に対し、属性や参加動機等に関するアンケートを実施するものとし、結果を分析すること。
- (イ) アンケートの実施に当たっては、長野県 LINE 公式アカウントのシステムを利用するものとし、詳細については委託者と協議の上決定すること。
- (ウ) 上記システムの利用に必要なデータ等を作成すること。

キ その他

- (ア) スタンプラリーの名称については、誘客効果が期待できるような魅力的なものを受託者より提案し、委託者と協議の上決定すること。
- (イ) スタンプラリーの問合せがあった際には対応できる体制とすること。

(2) インスタグラマーを活用した情報発信

ア 概要

デジタルスタンプラリー構成スポット及び事業の周知を図るとともに、長野地域の特徴ある観光資源をPRするため、インスタグラマーを活用した情報発信を実施する。

イ 制作及び情報発信方法

- (ア) 受託者は、委託者と協議の上、インスタグラマー*¹及び同行者*²並びにショート動画にするアクティビティ等を選定する。
 - ※1 インスタグラマーの Instagram の世界観、フォロワー数及びフォロワー属性等を鑑みて選定すること。
 - ※2 インスタグラマーの友人（1～2名）や家族（夫婦、親子、きょうだい等）等の関係性がある他、ショート動画への出演を承諾する者であること。
- (イ) (ア) で選定されたインスタグラマーは、同行者と共にアクティビティ等を体験し、その様子や魅力を30秒程度のショート動画にして、自身のInstagramに投稿する*³。また、可能な場合は他のSNSにも投稿する等、幅広い発信を行うこと。
 - ※3 投稿前に委託者の確認を得ること。
- (ウ) 投稿の際は、長野地域振興局商工観光課公式Instagramアカウント（以下「公式Instagram」という。）を共同投稿者に設定すること。委託者は、公式Instagramの管理を行うこと。

ウ 制作本数

10本以上*⁴

- ※4 制作するショート動画については、同種のアクティビティ等に偏らないよう配慮すること。また、インスタグラマー及び同行者は、原則、ショート動画ごとに異なる者を選定すること。

エ 想定される支出経費（例）

- (ア) ～ (エ) は、インスタグラマーや同行者の負担とすることも可とする。
- (ア) 往復交通費（必要に応じ、居住地等から体験場所まで）
- (イ) 体験料（飲食に絡む体験も可とする。）
- (ウ) 宿泊料（宿泊を含めたアクティビティ等の場合等、必要に応じて。この場合、夕・朝食代も可とする。）
- (エ) 飲食費（ショート動画に付加する可能性がある場合等、必要に応じて）
- (オ) 謝金（体験、撮影、ショート動画制作、投稿に係るもの）
- (カ) インスタグラマー選定に係る経費

(キ) 下記オ(ア)に係る経費(講師謝金を含む。)

オ その他

(ア) 受託者は、インスタグラマー決定後、必要に応じて、ショート動画制作や Instagram への効果的な投稿方法等の研修を実施すること。

(イ) 撮影にあたり、法令等に基づく撮影許可申請や映像に登場する施設や人物等についての撮影許諾等は、受託者の責任で行うこと。

(ウ) 映像内の肖像権や施設、BGM 等は、SNS や WEB サイトに掲載しても問題無いものにする事。

(エ) ショート動画を SNS に投稿する際は、景品表示法に抵触しないようにすること。

(オ) 制作したショート動画は、委託者が管理する長野県長野地域振興局ホームページに掲載するため、委託者にデータを提供すること。

(カ) 制作したショート動画の著作権はインスタグラマーに帰属するが、委託者は、本業務に関する場合に限り、インスタグラマーの許諾を要することなく無償で二次利用できるものとする。なお、インスタグラマーが SNS 等に投稿した内容についても同様とする。

(キ) 制作したショート動画は、Instagram に投稿後、最低 2 年間は継続して掲載すること。また、委託者が管理する長野県長野地域振興局ホームページへの掲載期間における使用期限は設けないとするが、特別な事情がある場合は、この限りではない。

(ク) 受託者は、インスタグラマーが制作したショート動画の評価を行うこと。

6 成果品

5 (2) で制作したリール動画を保存した電子媒体(DVD等) 1部

7 委託者への報告

受託者は、委託業務が完了した場合には、委託業務完了報告書を委託者に書面により提出する。

8 関係法令

本業務の実施に関しては、本仕様書によるほか、下記の関係法令等を遵守して行うこと。

(1) 長野県財務規則及び諸規則

(2) 委託契約書

(3) その他関連法令及び通達

9 その他

(1) 本業務の実施に当たっては、実施内容の詳細について事前に委託者と協議すること。

(2) 受託者は、やむを得ない事情により、本仕様書の変更を必要とする場合は、あらかじめ委託者と協議の上、承認を得ること。

(3) 受託者は本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に疑義が生じた場合には、委託者と協議すること。

(4) 委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、書面によりこれを定める。